

# 資金管理団体指定届

平成 年 月 日

総務大臣 殿  
長崎県選挙管理委員会

氏名 印

住所

資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

## 記

- 1 公職の種類
- 2 資金管理団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の氏名
- 5 指定年月日

## (備考)

- 1 「氏名欄」は記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 2 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 長崎県第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者にあつては「衆議院議員 九州選挙区（候補者）」、候補者となろうとする者にあつては「長崎県議会議員 〇〇選挙区（候補者となろうとする者）」の例により記載すること。
- 3 資金管理団体の指定の取消しの届出及び令第15条第2項の規定による届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出の提出の際には、裏面の「宣誓書」に必ず自署すること。
- 5 資金管理団体として指定するに当たっては、政治資金規正法第19条の2の2の規定により、資金管理団体は、不動産（土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権をいう。）を取得し、又は保有してはならないこととされていることに留意すること。